



宮 崎 県 公 報

令和 5 年 3 月 27 日 (月曜日) 号外 第 19 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

人事委員会規則

○再任用短時間勤務職員等の給料月額 の端数計算に関する規則の一部を改正する規則	1	○定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則	14
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	2	○産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則	15
○教職調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則	6	○農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則	15
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	6	○時間外勤務手当の支給割合等に関する規則の一部を改正する規則	16
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	9	○管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	17
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則	11	○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	18
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	11	○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	19
○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	12	○給与等の支給に関する規則の一部を改正する規則	21
○特地勤務等に関する規則の一部を改正する規則	13	○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	22

人事委員会規則

再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第18号

再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則

再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則（平成13年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則	定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額の端数計算に関し必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額の端数計算に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(端数計算)	(端数計算)
第2条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。	第2条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

<p>(1) <u>再任用短時間勤務職員</u> 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第3条第6項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）第3条第6項</p> <p>(2) <u>育児短時間勤務職員等</u> 職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号。以下「<u>育児休業条例</u>」という。）第15条（育児休業条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第3条第5項若しくは第3条の2第1項、第2項若しくは第4項、<u>育児休業条例第16条</u>（育児休業条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた市町村立学校職員の給与等に関する条例第3条第5項、<u>育児休業条例第17条</u>の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第7条第2項若しくは第3項、<u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年宮崎県条例第43号）附則第6項の規定により読み替えられた同条例附則第5項又は職員の給与に関する条例附則第15項の規定により読み替えられた同条例附則第13項若しくは第14項</u></p>	<p>(1) <u>定年再任用短時間勤務職員</u> 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「<u>県給与条例</u>」という。）第3条第5項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「<u>市町村立学校給与条例</u>」という。）第3条第5項</p> <p>(2) <u>育児短時間勤務職員等</u> 職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号。以下「<u>育児休業条例</u>」という。）第15条（育児休業条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた<u>県給与条例第3条の2第1項、第2項若しくは第4項又は育児休業条例第17条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第7条第2項若しくは第3項</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算)
- 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
 - 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。） 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第41号）附則第7項
 - 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。） 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第42号）附則第12条

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第19号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(調整を行う職及び額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員の給料の調整額は、<u>当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）</u>にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「<u>勤務時間等条例</u>」という。）第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条</p>	<p>(調整を行う職及び額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p>

例 (平成 8 年宮崎県条例第 16 号。以下「市町村勤務時間等条例」という。) 第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) とする。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第 1 の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (昭和 28 年宮崎県条例第 43 号。以下「勤務時間等条例」という。) 第 2 条第 3 項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成 8 年宮崎県条例第 16 号。以下「市町村勤務時間等条例」という。) 第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。) 第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員 勤務時間等条例第 2 条第 2 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前 2 項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額 (その額が給料月額 (前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。) の 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額の 100 分の 4.5 に相当する額) とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第 2 に掲げる額

(2) 前項第 1 号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第 3 に掲げる額

5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の 100 分の 25 を超えるときは、給料月額の 100 分の 25 に相当する額を給料の調整額とする。

(端数計算)

第 3 条 前条第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定による給料の調整額並びに同条第 4 項に規定する調整基本額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

(県給与条例附則第 17 項等の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

第 4 条 県給与条例附則第 17 項又は市町村立学校給与条例附則第 13 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条第 4 項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」

とあるのは「応じた額に 100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上 100円未満の端数を生じたときはこれを 100円に切り上げた額）」と、同項第 1 号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に 100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上 100円未満の端数を生じたときはこれを 100円に切り上げた額）」とする。

別表第 2 調整基本額表（第 2 条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表

職務の級	調整基本額
[略]	
3 級	11,900円（県給与条例別表第 3 イの備考（2）に定める職員にあっては、12,200円）
[略]	

ウ～カ [略]

キ 市町村立学校教育職給料表

職務の級	調整基本額
[略]	
3 級	11,500円（市町村立学校教育給与条例別表の備考（2）に定める職員にあっては、11,800円）
[略]	

別表第 2 調整基本額表（第 2 条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表

職務の級	調整基本額
[略]	
3 級	11,900円（県給与条例別表第 3 の備考 2 に定める職員にあっては、12,200円）
[略]	

ウ～カ [略]

キ 市町村立学校教育職給料表

職務の級	調整基本額
[略]	
3 級	11,500円（市町村立学校教育給与条例別表第 1 の備考 2 に定める職員にあっては、11,800円）
[略]	

別表第 3 調整基本額表（第 2 条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,600円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,500円
7 級	10,700円
8 級	11,700円
9 級	13,200円

イ 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,000円
2 級	8,200円
特 2 級	9,100円
3 級	9,900円（県給与条例別表第 3 の備考 2 に定める職員にあっては、10,200円）
4 級	12,500円

ウ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	7,800円
3 級	8,500円
4 級	9,800円
5 級	11,500円

エ 医療職給料表（一）

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円

て、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第41号）第2条による改正前の県給与条例又は市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第44号）第2条の規定による改正前の市町村立学校給与条例（次号において「令和5年旧給与条例等」という。）及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、令和5年旧給与条例等並びにこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあっては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあっては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ令和5年旧給与条例等及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

教職調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

宮崎県人事委員会規則第20号

教職調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(再任用短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算)</p> <p>第3条 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第 110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について、条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算)</p> <p>第3条 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第 110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について、条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の第3条の規定を適用する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

宮崎県人事委員会規則第21号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																							
<p>(管理職手当の額)</p> <p>第3条 管理職手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分に応じ、別表第2の管理職手当の額欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号)第2条第2項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)</p> <p>(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員 人事委員会が別に定める額</p>	<p>(管理職手当の額)</p> <p>第3条 管理職手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分に応じ、別表第2の管理職手当の額欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。))第2条第2項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。))第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、別表第3の管理職手当の額欄に定める額に、勤務時間等条例第2条第3項又は市町村勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>(県給与条例附則第17項等の規定の適用を受ける職員の支給額)</p> <p>第4条 県給与条例附則第17項又は市町村立学校給与条例附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</p>																																																																							
<p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>1 行政職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>種 別</th> <th>区 分</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9 級</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1種</td> <td>2</td> <td>123,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">8 級</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1種</td> <td>2</td> <td>105,800円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～8 [略]</p>	職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額	9 級	[略]			1種	2	123,900円	8 級	[略]			1種	2	105,800円	[略]			[略]				<p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>1 行政職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>種 別</th> <th>区 分</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9 級</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1種</td> <td>2</td> <td>123,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">8 級</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1種</td> <td>2</td> <td>105,600円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～8 [略]</p> <p>別表第3 (第3条関係)</p> <p>1 行政職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>種 別</th> <th>区 分</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9 級</td> <td>1種</td> <td>1</td> <td>112,900円</td> </tr> <tr> <td>1種</td> <td>2</td> <td>106,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">8 級</td> <td>1種</td> <td>1</td> <td>99,800円</td> </tr> <tr> <td>1種</td> <td>2</td> <td>89,800円</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>1</td> <td>79,800円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額	9 級	[略]			1種	2	123,700円	8 級	[略]			1種	2	105,600円	[略]			[略]				職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額	9 級	1種	1	112,900円	1種	2	106,400円	8 級	1種	1	99,800円	1種	2	89,800円	2種	1	79,800円
職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額																																																																					
9 級	[略]																																																																							
	1種	2	123,900円																																																																					
8 級	[略]																																																																							
	1種	2	105,800円																																																																					
	[略]																																																																							
[略]																																																																								
職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額																																																																					
9 級	[略]																																																																							
	1種	2	123,700円																																																																					
8 級	[略]																																																																							
	1種	2	105,600円																																																																					
	[略]																																																																							
[略]																																																																								
職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額																																																																					
9 級	1種	1	112,900円																																																																					
	1種	2	106,400円																																																																					
8 級	1種	1	99,800円																																																																					
	1種	2	89,800円																																																																					
	2種	1	79,800円																																																																					

	2種	2	76,400円
7 級	2種	1	72,900円
	2種	2	68,400円
	3種	1	63,800円
	3種	2	60,000円
6 級	3種	1	56,200円
	3種	2	52,700円
	4種	1	40,900円
5 級	4種	1	37,600円
	5種	1	30,600円
4 級	5種	1	29,000円

2 公安職給料表

職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額
9 級	2種	1	83,800円
	2種	2	80,600円
8 級	2種	1	77,300円
	2種	2	72,500円
	3種	1	67,600円
7 級	3種	1	61,200円
	3種	2	57,400円

3 教育職給料表

職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額
4 級	3種	1	74,400円
	4種	1	54,200円
	4種	2	64,300円
3 級	4種	1	43,100円
	5種	1	35,100円

4 研究職給料表

職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額
5 級	2種	2	73,800円
	3種	2	63,600円
4 級	4種	1	42,400円
3 級	4種	1	36,800円

5 医療職給料表 (一)

職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額
4 級	1種	2	104,300円
	2種	1	92,700円
	2種	2	85,400円
	3種	2	74,800円
3 級	3種	1	68,400円
	3種	2	64,100円
	4種	1	49,800円

6 医療職給料表 (二)

職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額
7 級	3種	2	61,500円
6 級	3種	2	54,000円

7 医療職給料表 (三)

職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額
6 級	3種	2	54,900円
	4種	1	42,400円
5 級	4種	1	37,500円

8 市町村立学校教育職給料表

職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額
4 級	3種	1	72,600円

	4 種	1	52,900円
	4 種	2	62,700円
3 級	4 種	1	42,200円
	5 種	1	34,400円

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次項において「改正法」という。)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。)に対するこの規則による改正後の第3条の規定の適用については、同条第1号中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。
- 暫定再任用短時間勤務職員(改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この規則による改正後の第3条の規定を適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第22号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては20年)とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号)第2条第2項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年宮崎県条例第4号)第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間(県給与条例第9条の2第1項(市町村立学校職員の</p>	<p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては20年)とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号)第2条第2項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年宮崎県条例第4号)第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第1の適用については、当該休職の期間(県給与条例第9条の2第1項(市町村立学校職</p>

給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村立学校給与条例」という。）第6条の規定により県立学校職員の例によることとされている場合を含む。）又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

- 3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて各任命権者（その委任を受けた者を含む。）があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第7条 [略]

別表（第6条関係）

[略]

[略]

員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村立学校給与条例」という。）第6条の規定により県立学校職員の例によることとされている場合を含む。）又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

- 3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第1に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて各任命権者（その委任を受けた者を含む。）があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第7条 [略]

（県給与条例附則第17項等の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

第7条の2 県給与条例附則第17項又は市町村立学校給与条例附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。

別表第1（第6条関係）

[略]

[略]

別表第2（第7条の2関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
	円	円
1年未満	35,600	21,000
1年以上2年未満	35,600	21,000
2年以上3年未満	35,600	21,000
3年以上4年未満	35,600	21,000
4年以上5年未満	35,600	21,000
5年以上6年未満	35,600	21,000
6年以上7年未満	34,300	21,000
7年以上8年未満	33,000	21,000
8年以上9年未満	31,800	21,000
9年以上10年未満	30,500	21,000
10年以上11年未満	29,300	19,300
11年以上12年未満	28,000	17,500
12年以上13年未満	26,700	15,800
13年以上14年未満	25,500	14,000
14年以上15年未満	24,500	12,300
15年以上16年未満	23,500	10,500
16年以上17年未満	22,500	8,800
17年以上18年未満	21,600	7,000
18年以上19年未満	20,600	5,300
19年以上20年未満	19,600	3,500
20年以上21年未満	18,600	
21年以上22年未満	18,200	
22年以上23年未満	17,800	
23年以上24年未満	17,100	
24年以上25年未満	16,700	
25年以上26年未満	16,200	
26年以上27年未満	15,800	

27年以上28年未満	15,400
28年以上29年未満	14,800
29年以上30年未満	14,600
30年以上31年未満	14,400
31年以上32年未満	13,900
32年以上33年未満	13,300
33年以上34年未満	12,700
34年以上35年未満	12,200

備考

1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第23号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年宮崎県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 給与条例第5条の8第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年宮崎県人事委員会規則第2号）第5条第2項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）で、<u>同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年宮崎県条例第4号）第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であった住宅（宮崎県職員宿舎管理規則（昭和43年宮崎県規則第11号）に基づく有料の宿舎並びに前条に規定する教職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。</u></p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 給与条例第5条の8第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年宮崎県人事委員会規則第2号）第5条第2項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。</u>）で、<u>単身赴任手当に関する規則第5条第2項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年宮崎県条例第4号）第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であった住宅（宮崎県職員宿舎管理規則（昭和43年宮崎県規則第11号）に基づく有料の宿舎並びに前条に規定する教職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第24号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第 8 条の 2 [略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第 17 条 [略]</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等又は特急列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第 1 項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第 1 号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) <u>地公法第 28 条の 2 第 1 項の規定による退職その他の離職</u> すること。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(定年再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第 8 条の 2 [略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第 17 条 [略]</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等又は特急列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第 1 項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第 1 号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) <u>地公法第 28 条の 6 第 1 項の規定による退職その他の離職</u> すること。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第 25 号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成 2 年宮崎県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 条例第 5 条の 10 第 3 項の同条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第 2 条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第 3 条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定による採用（<u>法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した日（法第 28 条の 3 の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日</u>におけるものに限る。）をされたこと。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(8) [略]</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 条例第 5 条の 10 第 3 項の同条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第 2 条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第 3 条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用（<u>職員の定年等に関する条例（昭和 59 年宮崎県条例第 17 号）第 12 条又は市町村立学校職員の定年等に関する条例（昭和 59 年宮崎県条例第 18 号）第 12 条に定める年齢に達した日以後に退職した日の翌日</u>におけるものに限る。）をされたこと。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(8) [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(暫定再任用職員等に関する経過措置)

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第 2 条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生直前の住居から当該事由の発生直後に在勤する公署に通勤することが第 3 条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によ

り採用された職員をいう。)は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)第5条の10第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

(1) 改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採用(旧地方公務員法(改正法の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)をいう。以下「旧法」という。)第28条の2第1項の規定により退職した日(旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

(2) 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の6第1項の規定により退職した日(法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

3 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の第5条第2項第1号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第26号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和46年宮崎県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特地勤務手当に準ずる手当の支給)	(特地勤務手当に準ずる手当の支給)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 県給与条例第6条の2の2第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日以前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。	2 県給与条例第6条の2の2第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日以前の人事委員会が定める日。以下この条及び第10条において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。
[略]	[略]
3 [略]	3 [略]
第6条 [略]	第6条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 県給与条例第6条の2の2第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。	3 県給与条例第6条の2の2第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
(1) 職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額	(1) 職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項(同条第3項及び第10条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第3号において同じ。)並びに第10条第2項の規定により支給されることとなる期間及び額
(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額	(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びに第10条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

<p>(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなった日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p>	<p>額</p> <p>(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなった日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに第10条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(<u>県給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額</u>)</p> <p>第9条 県給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。</p> <p>2 県給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。</p> <p>(<u>県給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額</u>)</p> <p>第10条 県給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であったものに対する第5条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。</p> <p>2 県給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第5条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。</p>
---	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第27号

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(再任用短時間勤務職員等の定時制通信教育手当の端数計算)	(定年前再任用短時間勤務職員等の定時制通信教育手当の端数計算)
<p>第5条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について、給与条例第6条の3第1項の規定による定時制通信教育手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の定時制通信教育手当の額とする。</p>	<p>第5条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について、給与条例第6条の3第1項の規定による定時制通信教育手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の定時制通信教育手当の額とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の第5条の規定を適用する。

産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第28号

産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(再任用短時間勤務職員等の産業教育手当の額の端数計算)	(定年前再任用短時間勤務職員等の産業教育手当の額の端数計算)
第6条 地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u> の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について、給与条例第6条の4第1項及び第2項の規定による産業教育手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の額とする。	第6条 地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について、給与条例第6条の4第1項及び第2項の規定による産業教育手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の第6条の規定を適用する。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第29号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和39年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(農林漁業普及指導手当の支給)	(農林漁業普及指導手当の支給)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項</u> の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「掲げる日」とあるのは「掲げる時間」と、「勤務日の合計」とあるのは「勤務日における勤務を要する時間の合計」と、同号ア中「出張（巡回指導のた	2 地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「掲げる日」とあるのは「掲げる時間」と、「勤務日の合計」とあるのは「勤務日における勤務を要する時間の合計」と、同号ア中「出張（巡回指導のためのものを除く。）してい

めのものを除く。)している日」とあるのは「出張(巡回指導のためのものを除く。)している時間」と、同号イ中「研修を受けている日」とあるのは「研修を受けている時間」と、同号ウ中「勤務をしていない日」とあるのは「勤務をしていない時間」とする。

(再任用短時間勤務職員等の農林漁業普及指導手当の額の端数計算)

第5条 地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について、給与条例第6条の5第2項の規定による農林漁業普及指導手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の農林漁業普及指導手当の額とする。

る日」とあるのは「出張(巡回指導のためのものを除く。)している時間」と、同号イ中「研修を受けている日」とあるのは「研修を受けている時間」と、同号ウ中「勤務をしていない日」とあるのは「勤務をしていない時間」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員等の農林漁業普及指導手当の額の端数計算)

第5条 地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について、給与条例第6条の5第2項の規定による農林漁業普及指導手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の農林漁業普及指導手当の額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この規則による改正後の第2条第2項及び第5条の規定を適用する。

時間外勤務手当の支給割合等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第30号

時間外勤務手当の支給割合等に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当の支給割合等に関する規則(平成6年宮崎県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(時間外勤務手当を支給しない期間)</p> <p>第2条 給与条例第6条の7第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第5項及び第6項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。)第2条第5項及び第6項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りが定められた職員(再任用短時間勤務職員(勤務時間等条例第2条第3項及び市町村勤務時間等条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。))及び任期付短時間勤務職員(勤務時間等条例第2条第4項及び市町村勤務時間等条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。))を除く。) 職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則(平成元年宮崎県人事委員会規則第8号。以下「週休日等規則」という。)第3条第2項又は市町村立学校職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則(平成元年宮崎県人事委員会規則第9号。以下「市町村週休日等規則」という。)第2条第2項に規定する週休日の振替等により勤務時間が割り振られた日の属する週(以下「特定週」という。)の正規の勤務時間(勤務時間等条例第2条又は市町村勤務時間等条例第2条に規定する勤務時間をいう</p>	<p>(時間外勤務手当を支給しない期間)</p> <p>第2条 給与条例第6条の7第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第5項及び第6項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。)第2条第5項及び第6項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りが定められた職員(定年前再任用短時間勤務職員(勤務時間等条例第2条第3項及び市町村勤務時間等条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。))及び任期付短時間勤務職員(勤務時間等条例第2条第4項及び市町村勤務時間等条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。))を除く。) 職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則(平成元年宮崎県人事委員会規則第8号。以下「週休日等規則」という。)第3条第2項又は市町村立学校職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則(平成元年宮崎県人事委員会規則第9号。以下「市町村週休日等規則」という。)第2条第2項に規定する週休日の振替等により勤務時間が割り振られた日の属する週(以下「特定週」という。)の正規の勤務時間(勤務時間等条例第2条又は市町村勤務時間等条例第2条に規定する勤務時間をいう</p>

。以下同じ。)中に給与条例第6条の8の規定により休日勤務手当が支給される時間がある場合における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち当該休日勤務手当が支給される時間に相当する時間

- (2) 再任用短時間勤務職員(勤務時間等条例第2条第7項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りが定められた職員を除く。)次に掲げる時間

ア・イ [略]

- (3) [略]

務時間をいう。以下同じ。)中に給与条例第6条の8の規定により休日勤務手当が支給される時間がある場合における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち当該休日勤務手当が支給される時間に相当する時間

- (2) 定年前再任用短時間勤務職員(勤務時間等条例第2条第7項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りが定められた職員を除く。)次に掲げる時間

ア・イ [略]

- (3) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この規則による改正後の第2条第2号の規定を適用する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第31号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年宮崎県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(管理職員特別勤務手当の額等)	(管理職員特別勤務手当の額等)
第2条 県給与条例第7条の2第3項第1号及び市町村立学校給与条例第5条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の <u>区分</u> に応じ、当該各号に定める額とする。	第2条 県給与条例第7条の2第3項第1号及び市町村立学校給与条例第5条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の <u>種別</u> に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 職員の管理職手当に関する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号)別表第1に掲げる職を占める職員(以下「 <u>管理監督職員</u> 」という。)当該管理監督職員の占める職に係る同表に掲げる <u>区分</u> に応じ、それぞれ次に定める額	(1) <u>次号に掲げる職員以外の管理監督職員</u> (職員の管理職手当に関する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号)別表第1(以下「 <u>管理職手当規則別表第1</u> 」という。))に掲げる職を占める職員をいう。以下同じ。)当該管理監督職員の占める職に係る <u>管理職手当規則別表第1</u> に掲げる <u>種別</u> に応じ、それぞれ次に定める額
ア～オ [略]	ア～オ [略]
(2) [略]	(2) 定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)である管理監督職員 当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる <u>種別</u> に応じ、それぞれ次に定める額
2 [略]	ア 1種 11,000円 イ 2種 9,000円 ウ 3種 7,000円 エ 4種 5,000円 オ 5種 3,000円
第3条 県給与条例第7条の2第3項第2号及び市町村立学校給与条例第5条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる <u>当該管理監督職員の占める職に係る職員の管理職手当に関する規則別表第1</u> に掲げる <u>区分</u> に応じ、当該各号に定める額とする。	(3) [略]
	2 [略]
	第3条 県給与条例第7条の2第3項第2号及び市町村立学校給与条例第5条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる <u>職員の種別</u> に応じ、当該各号に定める額とする。
	(1) 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 当該管理監督職員

<p>(1)~(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則 (給料等の支給に関する規則の一部改正)</p> <p>2 給料等の支給に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。 第11条の前の見出し、同条及び第12条中「及び宿日直手当」を「、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当」に改める。</p>	<p>の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる種別に応じ、それぞれ次に定める額 ア~オ [略]</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる種別に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1種 5,500円 イ 2種 4,500円 ウ 3種 3,500円 エ 4種 2,500円 オ 5種 1,500円</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則 (県給与条例附則第17項等の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)</p> <p>2 県給与条例附則第17項又は市町村立学校給与条例附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第32号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 給与条例第8条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))その他人事委員会の定める者に限る。)となったもの ア~カ [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。)となったもの ア~オ [略]</p>	<p>第3条 給与条例第8条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))その他人事委員会の定める者に限る。)となったもの ア~カ [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。)となったもの ア~オ [略]</p>

第5条 基準日前1箇月以内において給与条例の適用を受ける常勤の職員又は再任用短時間勤務職員としての退職が、2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(期末手当に係る在職期間)

第6条 [略]

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間(外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間)を除算する。

(1)~(6) [略]

(7) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第16条の規定により読み替えられた市町村立学校職員の給与等に関する条例第3条第5項に規定する算出率をいう。第12条第2項第5号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

(勤勉手当の成績率)

第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員 100分の190(給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の230)

(2) 再任用職員 100分の90(特定管理職員にあっては、100分の110)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次項において「改正法」という。)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次項において同じ。)とみなして、この規則による改正後の第3条及び第5条の規定を適用する。

3 暫定再任用職員(改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第14条の規定を適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第33号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年宮崎県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(義務教育等教員特別手当の月額)	(義務教育等教員特別手当の月額)
第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの)にあってはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第3項又は市町村立学校職員の	第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの)にあってはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休

勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年宮崎県条例第 16 号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1) 市町村立学校給与条例第 5 条の 3 第 1 項に規定する職員で市町村立学校給与条例別表教育職給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第 1 に掲げる額

(2)～(4) [略]

附 則

[略]

別表第 1 市町村立学校教育職給料表の適用を受ける者（第 4 条関係）

職員の 区分	職務の級					
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
号給						
再任用 職員以 外の職 員	[略]					
再任用 職員	[略]					

別表第 2 教育職給料表の適用を受ける者（第 4 条関係）

職員の 区分	職務の級					
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
号給						
再任用	[略]					

暇に関する条例（平成 8 年宮崎県条例第 16 号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項又は市町村勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1) 市町村立学校給与条例第 5 条の 3 第 1 項に規定する職員で市町村立学校給与条例別表教育職給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第 1 に掲げる額

(2)～(4) [略]

附 則

（施行期日）

1 [略]

（県給与条例附則第 17 項等の規定の適用を受ける職員に係る特例）

2 県給与条例附則第 17 項又は市町村立学校給与条例附則第 13 項の規定の適用を受ける職員に対する第 4 条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に 1 00 分の 70 を乗じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」とする。

別表第 1 市町村立学校教育職給料表の適用を受ける者（第 4 条関係）

職員の 区分	職務の級					
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
号給						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	[略]					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	[略]					

別表第 2 教育職給料表の適用を受ける者（第 4 条関係）

職員の 区分	職務の級					
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
号給						
定年前	[略]					

職員以外の職員		再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	
再任用 職員	[略]	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の第4条の規定を適用する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第34号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第13条 任命権者は、時間外勤務等命令簿を作成し、職員に時間外勤務、時間外勤務代休時間の勤務、休日勤務（休日勤務手当に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第7号）に定める日の勤務を含む。以下同じ。）、夜間勤務及び宿日直勤務を命じた場合は、そのつど任命権者が指名した者（以下「勤務時間管理員」という。）にその年月日、職員の氏名、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務の区分別及びそれぞれの手当の支給割合（その割合が100分の150又は100分の175である時間外勤務手当の支給割合にあっては、県給与条例第6条の7第1項第1号に掲げる勤務（職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）第15条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた県給与条例第6条の7第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務（以下この号において「7時間45分内勤務」という。）を除く。）、7時間45分内勤務及び県給与条例第6条の7第1項第2号に掲げる勤務の別並びに同条第4項の規定の適用の有無の別の支給割合）別の時間数（宿日直勤務にあっては、その勤務1回の時間数）並びに時間外勤務代休時間にした勤務の時間数及び当該勤務の県給与条例第6条の7第5項に規定する減じた割合別の時間数をこれに記入させた上、自ら確認し、当該時間外勤務等命令簿にその旨を示すものとする。</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p>	<p>第13条 任命権者は、時間外勤務等命令簿を作成し、職員に時間外勤務、時間外勤務代休時間の勤務、休日勤務（休日勤務手当に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第7号）に定める日の勤務を含む。以下同じ。）、夜間勤務及び宿日直勤務を命じた場合は、その都度任命権者が指名した者（以下「勤務時間管理員」という。）にその年月日、職員の氏名、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務の区分別及びそれぞれの手当の支給割合（その割合が100分の150又は100分の175である時間外勤務手当の支給割合にあっては、県給与条例第6条の7第1項第1号に掲げる勤務（職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）第15条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた県給与条例第6条の7第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務（以下この号において「7時間45分内勤務」という。）を除く。）、7時間45分内勤務及び県給与条例第6条の7第1項第2号に掲げる勤務の別並びに同条第4項の規定の適用の有無の別の支給割合）別の時間数（宿日直勤務にあっては、その勤務1回の時間数）並びに時間外勤務代休時間にした勤務の時間数及び当該勤務の県給与条例第6条の7第5項に規定する減じた割合別の時間数をこれに記入させた上、自ら確認し、当該時間外勤務等命令簿にその旨を示すものとする。</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p>
<p>第14条 [略]</p> <p>2 県給与条例第8条の8の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間等条例第4条に規定する祝日法による休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下この項におい</p>	<p>第14条 [略]</p> <p>2 県給与条例第8条の8の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間等条例第4条に規定する祝日法による休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下この項におい</p>

て「年末年始の休日」という。）の日数から週休日に当たる祝日法による休日及び年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにおいては7時間45分に勤務時間等条例第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員においては7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項又は市町村勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間）とする。

て「年末年始の休日」という。）の日数から週休日に当たる祝日法による休日及び年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにおいては7時間45分に勤務時間等条例第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員においては7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項又は市町村勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間）とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の第14条第2項の規定を適用する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第35号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（基礎在職期間）</p> <p>第1条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 条例附則第21項本文の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>（3） 条例附則第23項本文の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間</p> <p>（4） 条例附則第27項本文の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間</p> <p>（5） 条例附則第28項本文の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>（6） 条例附則第29項本文の規定により退職手当の算定の基礎と</p>	<p>（基礎在職期間）</p> <p>第1条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 条例附則第4項本文の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>（3） 条例附則第6項本文の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間</p> <p>（4） 条例附則第10項本文の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間</p> <p>（5） 条例附則第11項本文の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>（6） 条例附則第12項本文の規定により退職手当の算定の基礎と</p>

なる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる国立高等専門学校機構の職員としての引き続きいた在職期間

(7) [略]

(退職票の提出)

第9条 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)に出頭し、第7条の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申込みを行い、管轄公共職業安定所の長から求職の申込みをした日を証明する書類(様式第7号の2。以下「求職証明書」という。)の交付を受け、その求職証明書及び退職票を知事に提出しなければならない。この場合において、当該者が第11条第4項に規定する受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。

(受給期間延長の申出)

第11条 条例第10条第1項の規定による申出は、受給期間延長申請書(様式第9号)に受給資格証又は退職票を添えて知事に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 前項に規定する申出は、条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における第1項に規定する申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。

4 知事は、第1項に規定する申出をした者が条例第10条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長通知書(様式第10号)を交付するとともに、受給資格証又は退職票に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

(1) 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があった場合 受給期間延長通知書

(2) 条例第10条第1項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書及び受給資格証又は退職票

なる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる国立高等専門学校機構の職員としての引き続きいた在職期間

(7) [略]

(退職票の提出)

第9条 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)に出頭し、第7条の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申込みを行い、管轄公共職業安定所の長から求職の申込みをした日を証明する書類(様式第7号の2。以下「求職証明書」という。)の交付を受け、その求職証明書及び退職票を知事に提出しなければならない。この場合において、当該者が第11条第5項又は第11条の4第3項に規定する受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。

(受給期間延長の申出)

第11条 条例第10条第1項の申出は、受給期間延長等申請書(様式第9号)に医師の証明書その他の第4条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。)を添えて知事に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における第1項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。

4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

5 知事は、第1項の申出をした者が条例第10条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書(様式第10号)を交付しなければならない。この場合(第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。)において、知事は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第10条第1項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合に

6 第 1 項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。

8 前項の規定は、第 6 項の場合及び第 2 項ただし書の場合における第 1 項の申出に、第 1 項ただし書の規定は、第 6 項の場合について準用する。

（条例第 10 条第 4 項の人事委員会規則で定める事業）

第 11 条の 2 条例第 10 条第 4 項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30 日を経過する日が、条例第 10 条第 1 項に規定する雇用保険法第 20 条第 1 項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

（2） その事業について当該事業を実施する受給資格者が第 24 条第 1 項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

（3） その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと知事が認めたもの

（条例第 10 条第 4 項の人事委員会規則で定める職員）

第 11 条の 3 条例第 10 条第 4 項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 条例第 10 条第 1 項に規定する退職の日以前に同条第 3 項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

（2） その他事業を開始した職員に準ずるものとして知事が認めた職員

（支給の期間の特例の申出）

第 11 条の 4 条例第 10 条第 4 項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして前条で定める職員による申出は、受給期間延長等申請書（様式第 9 号）に登記事項証明書その他条例第 10 条第 1 項に規定する退職の日後に同条第 4 項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）を添えて知事に提出することによって行うものとする。

2 前項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第 10 条第 4 項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2 箇月以内にななければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 知事は、特例申出をした者が条例第 10 条第 1 項に規定する退職の日後に同条第 4 項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書（様式第 10 号）を交付しなければならない。この場合（第 5 項の規定により準用する第 11 条第 1 項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、知事は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

（1） その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大

第30条 [略]

附 則

(差額の排除の対象外となるもの)

2 条例附則第32項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、第1条の7に規定する給料月額とする。

別表(第1条の5関係)

ア [略]

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	1～4 [略] <u>5</u> [略]
第2号区分	1～7 [略] <u>8</u> [略]
第3号区分	1～7 [略] <u>8</u> [略]
[略]	

様式第9号(第11条関係)

受給期間延長申請書	
[略]	
③職業に就くことができない理由	
④③の理由が疾病又は負傷の場合	[略]

な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
(2) 条例第10条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証
5 第11条第7項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第2項ただし書の場合における特例申出に、第11条第1項ただし書の規定は、第1項及び前項の場合に、第11条第3項及び第4項の規定は、第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。

第30条 [略]

(条例附則第23項に規定する人事委員会規則で定める者)

第30条の2 条例附則第23項に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 条例附則第23項の表の左欄に掲げる者であって、当該者の他の職への異動に伴って退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者
- (2) 前号に掲げる者に類する者

附 則

(差額の排除の対象外となるもの)

2 条例附則第15項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、第1条の7に規定する給料月額とする。

別表(第1条の5関係)

ア [略]

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	1～4 [略] 5 平成18年4月以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「平成18年4月以後の一般職給与法」という。)の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの <u>6</u> [略]
第2号区分	1～7 [略] 8 平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの <u>9</u> [略]
第3号区分	1～7 [略] 8 平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの <u>9</u> [略]
[略]	

様式第9号(第11条、第11条の4関係)

受給期間延長等申請書	
[略]	
③この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 []
④③のイの理由が疾病又は負傷の場合	[略]

⑤職業に就く ことができ ない期間	[略]
職員の退職手当に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、上記のとおり申請します。 [略] [略]	

備考

- [略]
- ⑤欄の「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。
- [略]

様式第10号（第11条関係）

受給期間延長通知書	
[略]	
受給期間延長 の理由	
延長後の受給 期間満了年月 日	[略]
職員の退職手当に関する条例施行規則第11条第4項の規定により、上記のとおり受給期間を延長する。 [略]	

備考

- [略]
- 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があったときは（例えば、職業に就くことができない理由や期間変更があったとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 職業に就くことができない理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票）に添えてこの通知書を提出すること。

様式第12号（第15条関係）

（表面）

公共職業訓練等受講届			
[略]			
	(1) [略]	1～5	[略]

合	
⑤職業に就く ことができ ない期間又 は事業を实 施する期間	[略]
職員の退職手当に関する条例施行規則第11条第1項・第11条の4第1項の規定により、上記のとおり申請します。 [略] [略]	

備考

- [略]
- ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。
- [略]

様式第10号（第11条、第11条の4関係）

受給期間延長等通知書	
[略]	
受給期間延長 等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により <u>職業に就くことができないため</u> イ 事業を開始等したため 具体的理由 []
<u>職業に就くこ とができな い期間又は事業 を実施する期 間</u>	年 月 日から 年 月 日まで
延長等後の受 給期間満了年 月日	[略]
職員の退職手当に関する条例施行規則第11条第5項・第11条の4第3項の規定により、上記のとおり受給期間を延長等する。 [略]	

備考

- [略]
- 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があったとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があったとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票）に添えてこの通知書を提出すること。

様式第12号（第15条関係）

（表面）

公共職業訓練等受講届			
[略]			
	(1) [略]	1～5	[略]
]	6職業訓練の 実施等によ

②公共職業訓練等に関する事項 [略]	[略]	[略]	②公共職業訓練等に関する事項 [略]	[略]	する特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練
[略] (裏面)			[略] (裏面)		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

